

令和4年8月5日
内閣府

【概要書】

ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施の結果

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和 4 年 8 月
内 閣 府
外 務 省
防 衛 省

ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施の結果の国会報告について

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 7 9 号。以下「国際平和協法力」という。）第 7 条第 2 号の規定に基づき、国際平和協力業務の実施の結果を国会に報告するもの。概要は以下のとおり。

1 経緯

本年 2 月 2 4 日にロシアがウクライナへの侵略を開始し、これにより一般市民の犠牲やウクライナ周辺諸国への避難が継続しているところ、我が国は、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請を受け、4 月 2 8 日、自衛隊機を用いてウクライナ被災民のための UNHCR の人道救援物資を、アラブ首長国連邦（ドバイ）からポーランド及びルーマニアへの輸送を行うことにつき、閣議決定を行った。

2 実施の結果に関する事項

航空自衛隊のウクライナ被災民救援空輸隊は、本年 5 月 1 日から 6 月 2 7 日までの間に、C-2 輸送機及び KC-7 6 7 空中給油・輸送機により、本邦を出発して、ドバイにおいて UNHCR の人道救援物資を積み込み、ポーランド又はルーマニアまで空輸して現地 UNHCR 事務所に引き渡し、本邦に帰着するという行程を 6 日間を基準として行い、おおむね週に 1 回の頻度で合計 8 便、各便とも航空機 1 機により実施し、毛布 1 7, 2 8 0 枚、ビニールシート 1 2, 0 0 0 枚、ソーラーランプ 5, 1 8 4 個及びキッチンセット 3, 3 8 0 個、計 4 品目で約 1 0 3 トンの人道救援物資を空輸した。

3 まとめ

今回実施した活動は、UNHCR が実施しているウクライナ被災民に対する人道救援活動への協力として行ったものであり、我が国として同活動に大きく寄与することにより、国際平和のための努力に貢献することができたものと考えている。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施にいかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協法力に基づく協力を進めていくこととしたい。

以上